

資料7 施策の評価資料

第4回 鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会  
(令和7年(2025年)1月23日)資料※一部更新版

第3次計画第2章第5節に記載の施策について、第3次計画期間における実績等を整理し、次の3段階で評価を行いました。

評価A：行政内部から指摘されている課題も少なく、着実に進行していると考えられる施策  
 評価B：行政内部からある程度課題が指摘されており、進行が十分でなく、効果が不十分である施策  
 評価C：進行が見られない施策、または、凍結している施策

施策と主な取組 (第3次計画第2章第5節)		施策 の 評価	実績等	R6市民ア ンケート 調査中
施策1-1 リデュース (発生抑制)の 推進 (食品ロス)	(1) 家庭における 食品ロスの削減	B	本庁舎ロビーや図書館、鎌倉駅地下道ギャラリーを使用し、食品ロスの削減に関する市民や市の取組内容の紹介等、周知・啓発を行った。また、広報かまくら、ホームページ及びSNS (Facebook及びXなど) においてフードドライブの実施等の情報発信を行った。 ※施策については継続的に取り組んだが、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画で食品ロス削減の指標として「燃やすごみのうち未開封の食品の量」の削減について目標を掲げているところ、初期値と比べて増加しており令和5年度時点での目標を達成できていないため、評価をBとした。	
	(2) 飲食店等における 食品ロスの削減	A	令和3年度に「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」を創設し、廃棄物発生抑制等啓発指導員による周知・訪問を行い、本制度への参加を要請した。併せて飲食関連事業者への周知や、広報かまくら及び家庭に配布している「資源物とごみの分け方・出し方」に本制度を周知する文面の掲載、「MOTTAINAI Spirit In Kamakura」ポスターや「3010運動」に関するチラシの配布など、多様な手段・媒体を用いてPRを実施した。 【鎌倉市食品ロス削減協力店の新規登録件数の実績】 ・令和3年度 55件 ・令和4年度 17件 ・令和5年度 8件 (累計80件)	○
	(3) 食品ロスの削減に 貢献している事業所等 の地域での取組のPR	A	協力店が実施している食品ロス削減の取組や工夫内容をホームページやSNSで紹介した。 協力店の場所等を掲載した「鎌倉市食品ロス削減協力店マップ」を更新し、広く情報提供を実施した。	○
	(4) 食品ロスの発生量 調査及び効果的な削減 方法の調査・研究	A	家庭系燃やすごみの組成調査では「厨芥類」の項目を「調理残渣(適正除去)」「調理残渣(過剰除去)」「食べ残し等」「未開封食品類」に細分化し、厨芥類の中では「食べ残し等」のごみの割合が約80%と最も多いことを把握した。	
	(5) 未利用食品を活用 するための活動の 支援	A	広報かまくら、ホームページ及びSNS (LINE、Facebook及びXなど) で情報発信してフードドライブを実施し、フードバンクかまくらを通じて必要な人や団体に提供した (主な品目: 米、麺類、缶詰類、レトルトカレー、飲料水、茶葉、調味料など 提供先: こども食堂、児童ホーム、難民支援施設、生活困窮者支援施設など)。実施にあたり鎌倉市SDGsつながりポイント (まちのコイン) と連携し、促進を図った。令和5年6月から通年でフードドライブを実施している。 また、事業者に対しては、飲食店・小売店を訪問し、食品ロスの削減を要請するとともに、フードバンクの周知・啓発を実施した。 【フードドライブ実績 (過去5年間)】 令和元年度 募集期間: 5/26~6/7、7/28~8/2、9/22~27、11/24~29、3/22~27 提供人数: 134人 提供品数: 567品 重量: 278kg 令和2年度 募集期間: 11/24~12/25 提供人数: 57人 提供品数: 265品 重量: 144kg 令和3年度 募集期間: 5/24~6/25、10/1~29、2/1~28 提供人数: 延べ156人 提供品数: 1,039品 重量: 399kg 令和4年度 募集期間: 6/1~30、8/1~31、10/3~31、12/1~28、2/1~28 提供人数: 延べ170人 提供品数: 1,041品 重量: 374kg 令和5年度 募集期間: 6/1~3/29 提供人数: 延べ143人 提供品数: 782品 重量: 220kg	

<p>施策1-2 リデュース (発生抑制)の 推進 (食品ロス 以外)</p>	<p>(1) 使い捨てプラスチックの削減</p>	B	<p>マイボトルの使用を促すため、令和元年度から市内公共施設に水道直結式ウォーターサーバーを設置し、令和6年12月現在34台を供用。給水スポットの場所を掲載した「鎌倉市給水スポットマップ」を鎌倉市SDGsつながりポイント（まちのコイン）と連携して周知した。令和5年度の推計では、500mlペットボトル換算で約62万本分の利用実績。令和4年4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行に伴い、プラスチック使用製品の製造事業者と、使い捨てプラスチック（洗剤などの使用済みつめかえバック）の自主回収・再資源化策の制度構築に向けて協力し、事業者が行う法39条第1項に基づく「自主回収・再資源化事業計画」の大巨認定申請の中で、市と連携をした業務体制で回収・再資源化を図ることについて承諾した（事業者は令和6年3月に認定を取得）。</p> <p>また、本庁舎ロビーや鎌倉駅地下道ギャラリーを使用し、プラスチック削減に関する普及啓発を行った他、イベントでのリユース食器の利用に対して補助金を交付した。なお、本市の共催・後援名義の承認にあたっては、令和6年3月から、リユース食器を利用するなど、プラスチックごみの排出抑制に努めていることを要件としている。</p> <p>※施策については継続的に取り組んだが、コロナ禍で容器包装プラスチックやペットボトルの排出量が増加し、減少後の令和5年度実績においても、現行計画の基準年度（平成27年度）を上回る排出量であったため、評価はBとした。</p> <p>【家庭系容器包装プラスチック及びペットボトル排出量実績（コロナ禍前後の経過）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容器包装プラスチック排出量(t)</td> <td>2,501</td> <td>2,652</td> <td>2,858</td> <td>2,675</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル排出量(t)</td> <td>505</td> <td>606</td> <td>566</td> <td>590</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	容器包装プラスチック排出量(t)	2,501	2,652	2,858	2,675	ペットボトル排出量(t)	505	606	566	590									
		平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度																						
	容器包装プラスチック排出量(t)	2,501	2,652	2,858	2,675																						
	ペットボトル排出量(t)	505	606	566	590																						
<p>(2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応</p>	A	<p>自治・町内会説明会や市職員が参加していた各種イベントについて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により集合形式による開催を中止したことから、コロナ禍の新たな手法として、SNS（FacebookやXなど）の活用やウェブ会議システムを活用した説明等の実施、YouTubeによる動画説明等による情報発信を行った。</p> <p>新しい生活様式の中でテイクアウトが増加し、持ち帰り用のプラスチック容器が増加したことから、令和3年度には試験的に「リユース食器シェアリングサービス」について、本庁舎に返却ボックスを設置して活用を図った。ある程度収束したため令和6年度のアクションプログラムでは施策項目から削除し、対面実施の施策を概ね再開している。</p>																									
<p>(3) 水切りの普及啓発</p>	A	<p>ホームページや本庁舎ロビー展示、鎌倉駅地下道ギャラリー、広報かまくら、「資源物とごみの分け方・出し方」等で水切りの必要性について、イラストを添える等して発信した他、自治・町内会の説明会において水切りの重要性についての啓発を図った。水切りの実施状況について、市民アンケートで確認中。</p>	○																								
<p>(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及</p>	A	<p>生ごみ処理機を市役所本庁舎で展示し、使用方法についての市民からの問い合わせにきめ細かい説明を実施。「資源物とごみの分け方・出し方」等で周知した他、自治・町内会等の説明会、地域のイベントに市職員が出向き、生ごみ処理機及び購入費補助制度の周知・啓発を実施。コロナ禍の影響による新たな生活様式も相まって、生ごみ処理機の需要が拡大し、助成台数が増加した。使用状況について、市民アンケートで確認中。</p> <p>【生ごみ処理機助成台数（過去5年）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>電動型</th> <th>非電動型</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>152台</td> <td>127台</td> <td>279台</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>246台</td> <td>177台</td> <td>423台</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>338台</td> <td>253台</td> <td>591台</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>379台</td> <td>224台</td> <td>603台</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>421台</td> <td>191台</td> <td>612台</td> </tr> </tbody> </table>	年度	電動型	非電動型	合計	令和元年度	152台	127台	279台	令和2年度	246台	177台	423台	令和3年度	338台	253台	591台	令和4年度	379台	224台	603台	令和5年度	421台	191台	612台	○
年度	電動型	非電動型	合計																								
令和元年度	152台	127台	279台																								
令和2年度	246台	177台	423台																								
令和3年度	338台	253台	591台																								
令和4年度	379台	224台	603台																								
令和5年度	421台	191台	612台																								
<p>施策1-2 リデュース (発生抑制)の 推進 (食品ロス 以外)</p>	<p>(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進</p>	B	<p>登録再生利用事業者及びその他の食品再生利用事業者の受入れ状況を確認し、この情報を多量排出事業者の食品を運搬している事業者に提供した。令和4年度に、食品廃棄物を多量に排出する大手スーパー5者に食品リサイクルの検討を促す個別訪問を行い、3者から導入に向け検討していくとの回答を得て、このうち1者は登録再生利用事業者に搬送することとなった。食品リサイクルに移行した事業者もいるが、まだ少なく、引き続き誘導が必要な状況。</p> <p>事業系生ごみ処理機の普及については、飲食店や福祉施設等を中心に、助成制度の紹介により大型生ごみ処理機の設置を促した。令和5年10月から、従来設置場所や費用などの理由により導入が難しかった事業者も本制度を利用できるよう1日2kg程度の処理能力の生ごみ処理機も補助対象としたが、令和6年12月時点で新たな申請はない状況。</p> <p>【大型生ごみ処理機の新規助成台数・合計年間処理量（過去5年間）】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0台（2者合計 約40.0t）</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0台（2者合計 約40.2t）</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1台（3者合計 約40.1t）</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1台（4者合計 約38.3t）</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>0台（4者合計 約42.5t）</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年度	0台（2者合計 約40.0t）	令和2年度	0台（2者合計 約40.2t）	令和3年度	1台（3者合計 約40.1t）	令和4年度	1台（4者合計 約38.3t）	令和5年度	0台（4者合計 約42.5t）														
	令和元年度	0台（2者合計 約40.0t）																									
令和2年度	0台（2者合計 約40.2t）																										
令和3年度	1台（3者合計 約40.1t）																										
令和4年度	1台（4者合計 約38.3t）																										
令和5年度	0台（4者合計 約42.5t）																										
<p>(6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上</p>	A	<p>毎年度、多量排出事業者（月に3t以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者等）約20者及び準多量排出事業者（月に1t以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）約70者を個別訪問し、分別の徹底とともに、使い捨て物品の削減等について要請を実施。また、令和4年10月に御成町、小町及び長谷地域にあるテイクアウト店101者を訪問し、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律についての情報提供及びごみの持ち帰りやポイ捨て禁止について協力要請を行った。</p> <p>【(1)再掲】プラスチック使用製品（洗剤などの使用済みつめかえバック）の製造事業者と使い捨てプラスチックの自主回収・再資源化策の制度構築に向けて協力。事業者が行う法39条第1項に基づく「自主回収・再資源化事業計画」の大巨認定申請のなかで、市と連携をした業務体制で回収・再資源化を図ることについて承諾した（事業者は令和6年3月に認定を取得）。</p>																									

<p>施策1-2 リデュース (発生抑制)の 推進 (食品ロス 以外)</p>	<p>(7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続</p>	<p>A</p>	<p>「植木剪定材」については、令和4年5月に鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会から答申を受け、10月に条例を改正した。植木剪定材受入事業場利用者への通知、広報かまくらやホームページでの周知の他、造園組合等に対して説明を実施し、令和5年4月から改定後の金額(10kg当たり210円)を適用した。</p> <p>「植木剪定材以外のもの」については、令和5年5月に同審議会から答申を受け、9月に条例を改正した。広報やホームページでの周知の他、鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者や鎌倉商工会議所に対して説明を実施し、令和6年10月から改定後の金額(10kg当たり400円)を適用した。</p> <p>家庭系ごみの有料化については継続し、歳入実績は以下のとおり。</p> <p><b>【指定収集袋の歳入額(過去5年間)】</b></p> <p>令和元年度: 297,993千円 令和2年度: 290,979千円 令和3年度: 297,480千円 令和4年度: 285,873千円 令和5年度: 280,251千円</p>																									
<p>施策1-3 リユース (再使用) の推進</p>	<p>(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充</p>	<p>A</p>	<p>広報かまくら、ホームページを媒介した従来の周知・啓発に加え、鎌倉駅地下道ギャラリーにおいてリユースネットかまくらの仕組みを展示した。年間の成立件数の目標を1,000件とし、コロナ禍で減少し下回ったものの、令和4年度から増加し再び達成している。</p> <p><b>【不用品登録制度登録・成立実績(過去5年間)】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>登録件数</th> <th>成立件数</th> <th>成立割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,739</td> <td>1,274</td> <td>73.3%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>826</td> <td>634</td> <td>76.8%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,187</td> <td>925</td> <td>77.9%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1,884</td> <td>1,295</td> <td>68.7%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>2,140</td> <td>1,370</td> <td>64.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、令和6年度から株式会社ECOMMITと協力してリユースに関する実証実験を実施した。本庁舎及び行政センターにリユース品の回収ボックス「PASSTO(パスト)」を設置し、以下の回収結果となっている。また、令和6年12月には市役所本庁舎のボックスを高機能化し、慶應義塾大学が中心となって開発した「しげんポスト」の技術を応用して投函された物の種類や重量、投函された時間などのデータをAIカメラや重量センサーを用いて自動取得する実証実験を行うこととした。令和6年12月9日～14日には、苗田リサイクルセンターにおいてリユース可能な不要品の回収を実施した。回収結果は以下のとおり。</p> <p>&lt;PASSTOによる回収結果&gt;</p> <p>回収期間: 令和6年7月25日～令和7年3月19日 回収重量: 980.3kg(うちリユース885.4kg)</p> <p>リユース率: 90.3%(重量ベース)</p> <p>&lt;イベントによる回収結果&gt;</p> <p>回収期間: 令和6年12月9日～14日 回収場所: 苗田リサイクルセンター</p> <p>受付数: 270件 回収点数(概数): 9,248点 回収重量: 3673.9kg</p> <p>リユース率: 98.4%(重量ベース)</p>	年度	登録件数	成立件数	成立割合	令和元年度	1,739	1,274	73.3%	令和2年度	826	634	76.8%	令和3年度	1,187	925	77.9%	令和4年度	1,884	1,295	68.7%	令和5年度	2,140	1,370	64.0%	
年度	登録件数	成立件数	成立割合																									
令和元年度	1,739	1,274	73.3%																									
令和2年度	826	634	76.8%																									
令和3年度	1,187	925	77.9%																									
令和4年度	1,884	1,295	68.7%																									
令和5年度	2,140	1,370	64.0%																									
	<p>(2) リサイクルショップ等の民間事業に関する情報提供</p>	<p>C</p>	<p>アクションプログラムの重点項目に位置付けた令和元年度に、フリーマーケットアプリを活用したリユースの促進について検討を行ったが、不用品登録制度との差別化等の課題があり運用開始に至らなかった。民間事業者の紹介については、紹介基準等を設定できていないことから、具体的には実施できていない状況。</p>																									
<p>施策1-4 リサイクル (再生利用)の 推進</p>	<p>(1) 家庭系生ごみの資源化</p>	<p>B</p>	<p>施設候補地周辺住民から生ごみの堆肥化処理について懸念の声もあり、堆肥化以外にも含めた幅広い資源化手法を検討するため、令和3年4月及び令和4年11月にサウンディング調査を実施した。調査の結果、参加事業者から、主にメタン発酵(乾式・湿式)や炭化処理について提案があり、調査結果をホームページで公表した。</p> <p>施設整備に当たっては、整備計画地の地域住民の理解が得られるよう、堆肥化以外にも含めた幅広い資源化手法について、地元町内会と市で組織する協議会を中心に協議を進めていく。</p>																									
	<p>(2) 紙おむつの資源化</p>	<p>B</p>	<p>国の動向や先進自治体・民間事業者の資源化に向けた進捗状況、費用対効果を踏まえて紙おむつの資源化施設の整備及び民間委託の検討を進めた。令和3年度にサウンディング調査を実施し、令和4年度は更に排出事業者の施設内で処理可能な設備機器の導入に向けたサウンディング調査を実施して、主に熱分解や水溶化処理、汚物を薬剤により分離して減容化する方法が提案された。令和5年度に民間事業者と連携して実証実験を実施した。その結果、異物除去や乾燥等の追加工程を踏むことで分離処理した廃棄物は製品原料としての活用の可能性はあると考えられる。</p> <p><b>【令和5年度実証実験内容】</b></p> <p>令和6年1月に栗田工業株式会社と「使用済み紙おむつ資源化の推進に関する協定」を締結し、同社が所有する既存装置を活用し、本市で排出された使用済み紙おむつの洗浄・分解を行い、資源化可能な性状に処理できることを確認。</p> <p>その後、令和6年3月にTOPPAN株式会社と同様の協定を締結し、先行実験の成果物の材質分析及び製品化の可能性を調査し、パルプ及びプラスチックともに、異物除去や追加工程等が必要になることを確認。</p> <p>また、市内の公立保育園の協力を得て、同事業者が有する紙おむつ回収ボックスを活用した拠点回収方策についても実証実験を実施し、事後アンケート等で肯定的な意見が多くあった。実用化に向けては目的・内容・効果などを広く市民周知し、利便性を訴求していく必要がある。</p>																									
	<p>(3) 事業系ごみの最適な資源化</p>	<p>A</p>	<p>令和4年6月にオリックス資源循環株式会社と5年間の長期継続契約を締結し、令和5年度は6,787t搬送した。</p>																									
	<p>(4) ごみと資源物の分別徹底</p>	<p>B</p>	<p>家庭系ごみについては、令和6年度に「資源物とごみの分け方・出し方」を改訂する際、分別方法がより分かりやすくなるよう案内を更新した他、自治・町内会等の説明会等において分別徹底の啓発を行った。一方で、組成調査の結果において、資源物等の混入割合が有料化実施に伴い一時減少したものの、その後、有料化実施前の水準に戻りつつある状況。</p> <p>事業系ごみについては、訪問指導やピット前検査等の実施を通じて分別徹底を図り、組成調査の結果において、産業廃棄物の混入等の割合が基準年度と比べて減少した(平成27年度: 24.05%、令和5年度: 18.69%)。</p>	<p>○</p>																								
	<p>(5) 店舗等の店頭回収の促進</p>	<p>C</p>	<p>平成27年3月に鎌倉のごみ減量をすすめる会の調査に基づき回収店舗の一覧を公表したが、定期的な見直しを実施できていない状況(最終更新は令和3年4月)。</p>																									

施策2-1 市民 に対する 働きかけ	(1)ライフスタイルの見直しに向けた啓発	A	<p>[施策1-2(1)再掲]マイボトルの使用を促すため、令和元年度から市内公共施設に水道直結式ウォーターサーバーを設置し、令和6年12月現在34台を供用。給水スポットの場所を掲載した「鎌倉市給水スポットマップ」を鎌倉市SDGsつながりポイント（まちのコイン）と連携して周知した。令和5年度の推計では、500mlペットボトル換算で約62万本分の利用実績。ただし令和7年度から交付金による補助がなくなるため、設置個所を精査し26台とする。</p> <p>[施策1-2(1)再掲]令和4年4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行に伴い、プラスチック使用製品の製造事業者と、使い捨てプラスチック（洗剤などの使用済みつかえバック）の自主回収・再資源化策の制度構築に向けて協力し、事業者が行う法39条第1項に基づく「自主回収・再資源化事業計画」の大臣認定申請の中で、市と連携をした業務体制で回収・再資源化を図ることについて承諾した（事業者は令和6年3月に認定を取得）。</p> <p>令和4年度に、レジ袋削減のため、循環型エコバッグの社会実験として作成したエコバッグをJAさがみと連携して鎌倉市農協連即売所で活用し、JAさがみが自ら制度構築するための検討に向けて利用者の意見をまとめた。</p> <p><b>【第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 鎌倉市民意識調査の結果】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align:center;">(初期値)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マイバッグ利用割合(%)</td> <td>63.4</td> <td>92.0</td> <td>91.3</td> <td>92.4</td> <td>※総合計画の目標（令和7年度時点で80%）を達成</td> </tr> <tr> <td>マイボトル利用割合(%)</td> <td>50.9</td> <td>60.2</td> <td>59.0</td> <td>58.3</td> <td>※総合計画の目標（令和7年度時点で70%）未達成</td> </tr> </tbody> </table>		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			(初期値)					マイバッグ利用割合(%)	63.4	92.0	91.3	92.4	※総合計画の目標（令和7年度時点で80%）を達成	マイボトル利用割合(%)	50.9	60.2	59.0	58.3	※総合計画の目標（令和7年度時点で70%）未達成																														
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																				
		(初期値)																																																							
	マイバッグ利用割合(%)	63.4	92.0	91.3	92.4	※総合計画の目標（令和7年度時点で80%）を達成																																																			
	マイボトル利用割合(%)	50.9	60.2	59.0	58.3	※総合計画の目標（令和7年度時点で70%）未達成																																																			
	(2)3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	A	SNS（LINE、Facebook及びXなど）や展示等で周知・啓発を図った。ごみダイエツ展では、食品ロスの削減等によるごみの減量の展示、プラごみゼロウィークの期間中はプラスチック問題やSDGsに関連して、協力団体募集や海底ごみの展示、マイボトル・マイバッグなどの利用促進ポスターの掲示などを実施した。また、広報かまくらに「こちら環境通信局！」というコーナーを設け、分別のポイントや食品ロスの削減等のごみの減量、生ごみ処理機購入費助成制度について周知した。コロナ禍では休止となっていたが、令和4～6年度は鎌入いち場に参加し、ウォーターサーバーの設置やごみ分別ゲーム、生ごみ処理機等の展示を行い、啓発に努めた。																																																						
(3)多様なツールによる情報発信	A	若年層や転入者、単身世帯など比較的にごみに関心が薄い層に対して、「資源物とごみの分け方・出し方」や収集日などの情報を発信するLINEの「鎌倉ごみ調べ」により周知を図った。「鎌倉ごみ調べ」は、令和4年度に改訂した「資源物とごみの分け方・出し方」において大きく掲載するなど、更なる普及促進を行った結果、令和6年12月時点で登録者数が2.5万人に達した。ツールについて、市民アンケートで確認中。	○																																																						
(4)学校等における環境教育の推進	A	使い捨てプラスチックごみの削減に向けた市の取組等を小学校～高校生の授業の一環や自治・町内会説明会で説明し、令和3年度には、SDGs達成に向けた取組を行っている「鎌倉市SDGs推進隊」の小中学生を対象とする勉強会を開催した。																																																							
(5)地域での環境学習や3Rの取組み支援	A	校外学習等において来庁した中学生・高校生等に対して、ごみ減量に関する市の取組を説明した。																																																							
(6)不適正な排出に対する指導	A	燃やすごみ及び燃えないごみの有料化実施に伴い、不適正な排出に対し公平性を担保する必要があることから、平成29年度から必要に応じて内容を調査し、不適正排出者に対しては分別徹底の訪問指導を実施しており、これにより排出状況の改善が見られた。また、排出が困難となった方を、声かけふれあい収集につなげる等の効果もあった。																																																							
施策2-2 事業者 に対する 働きかけ	(1)3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	A	<p>事業所の「ごみと資源物の分け方・出し方」等パンフレット、チラシを活用し、啓発訪問において本市のごみ処理の現状や3Rの必要性、分別方法を説明し、食品ロスの削減及びごみ削減への協力を依頼。</p> <p><b>【啓発訪問件数の推移（過去3年間）】</b></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>403者</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>538者</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>568者</td> </tr> </tbody> </table>	令和3年度	403者	令和4年度	538者	令和5年度	568者																																																
	令和3年度	403者																																																							
令和4年度	538者																																																								
令和5年度	568者																																																								
(2)事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導	A	<p>ピツ前検査を実施し、適切に分別されていないごみについて持ち帰り指導を行い、特に排出状況が不適正な事業者に対しては、分別の徹底を図るよう、事業系専任チームによる訪問指導を実施。3Rの取組事例を紹介するなど、分別徹底を周知するとともに指導を行った。また、近年増加している住宅宿泊事業者（民泊）、旅館業法許可事業者の施設訪問を行い、事業者に適正な処理の方法を指導した。</p> <p><b>【ピツ前検査の実績（過去5年間）】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">目視検査</th> <th colspan="3">事業者訪問指導実績（過去5年間）</th> </tr> <tr> <th>目視検査</th> <th>検査機</th> <th>不適正排出</th> <th>年度</th> <th>多量排出</th> <th>準多量排出</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>9,217件</td> <td>1,562件</td> <td>1,997袋</td> <td>令和元年度</td> <td>28件</td> <td>102件</td> <td>270件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>8,827件</td> <td>1,162件</td> <td>1,544袋</td> <td>令和2年度</td> <td>27件</td> <td>96件</td> <td>140件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>8,550件</td> <td>1,135件</td> <td>1,766袋</td> <td>令和3年度</td> <td>25件</td> <td>79件</td> <td>259件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>7,752件</td> <td>1,683件</td> <td>2,410袋</td> <td>令和4年度</td> <td>24件</td> <td>82件</td> <td>357件</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>7,388件</td> <td>1,255件</td> <td>1,744袋</td> <td>令和5年度</td> <td>21件</td> <td>72件</td> <td>459件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	目視検査			事業者訪問指導実績（過去5年間）			目視検査	検査機	不適正排出	年度	多量排出	準多量排出	その他	令和元年度	9,217件	1,562件	1,997袋	令和元年度	28件	102件	270件	令和2年度	8,827件	1,162件	1,544袋	令和2年度	27件	96件	140件	令和3年度	8,550件	1,135件	1,766袋	令和3年度	25件	79件	259件	令和4年度	7,752件	1,683件	2,410袋	令和4年度	24件	82件	357件	令和5年度	7,388件	1,255件	1,744袋	令和5年度	21件	72件	459件	
年度	目視検査			事業者訪問指導実績（過去5年間）																																																					
	目視検査	検査機	不適正排出	年度	多量排出	準多量排出	その他																																																		
令和元年度	9,217件	1,562件	1,997袋	令和元年度	28件	102件	270件																																																		
令和2年度	8,827件	1,162件	1,544袋	令和2年度	27件	96件	140件																																																		
令和3年度	8,550件	1,135件	1,766袋	令和3年度	25件	79件	259件																																																		
令和4年度	7,752件	1,683件	2,410袋	令和4年度	24件	82件	357件																																																		
令和5年度	7,388件	1,255件	1,744袋	令和5年度	21件	72件	459件																																																		

施策3 適正かつ 持続可能な 廃棄物処理 の推進	(1)ごみの適正処理の 推進	A	アクションプログラムの重点項目に概ね毎年位置付け、ゼロ・ウェイストの実現を目指して各施策の実施により総合的に適正処理の推進を図るとともに、広域連携による安定的なごみ処理体制の構築に向けて検討を行った。	
	(2)処理における環境 負荷の低減	A	事業系ごみの乾式メタン発酵等、資源化の推進により焼却処理量を減少し、焼却に伴う温室効果ガスの排出量の削減を図った。 令和6年10月から粗大ごみ・臨時ごみの環境センターへの持込を原則廃止し、関連する車両の通行量を削減した。戸別収集の導入を見据え、より効率的な収集運搬を目指し、令和5年度にごみ収集車の走行ルートや収集量等のデータ収集・分析及びそれらに基づく、効率的な収集地区割と収集ルート及び適正な収集車両の種類と台数について提言するごみ収集体制策定支援業務委託を行った。	
	(3)処理経費の削減に 向けた検討	B	1人当たりの処理経費が平成26年度20,538円であったが、ごみの減量の促進とともに収集運搬及び処理の効率化を図ったことから、平成30年度には、18,578円まで削減した。 しかし、コロナ禍によりごみの総排出量が増加し、その後コロナ禍が終息しごみの総排出量も減少したが、令和4年6月から事業系ごみの民間委託による資源化を開始したことから、中間処理費が1人当たり21,155円に増加している。令和7年度からの家庭系燃やすごみの戸別収集開始により収集経費が増大する見込み。ただし、燃やすごみの戸別収集経費を、平成27年度の検討時は約7.2億円と積算していたところ、運転手1名と作業員2名による3人乗車や軽自動車による効率的な収集体制の構築等により5.5億円まで抑制した。今後も収集ルート、時間、重量などを把握できるシステムが導入されているタブレットをごみ収集車に搭載し、収集データの調査・分析を行うことで、最適な収集ルートの構築や収集車両台数の適正化を行い、収集費用全体の抑制に繋げることとしている。	
	(4)不法投棄、持ち去り 対策の推進	A	不法投棄されやすい場所について、県と合同で3カ月に1回のパトロールを実施した。また、観光パンフレットにごみの持ち帰りについて掲載した他、市民からの相談に応じて、不法投棄防止看板の提供を行った。持ち去りについては、市民から相談のあったクリーンステーションで見回りを実施した。	
施策4-1 市民 サービスの 向上	(1)家庭系ごみ戸別収 集の検討	A	令和4年度から改めて必要性を整理し具体的な検討を開始。 令和5年5月、平成19年から戸別収集を実施している藤沢市に向き、商業地区、市街地、狹隘地区の収集現場を確認。 令和5年10月、鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会の方針の素案について審議。令和5年12月、方針素案の内容確認や意見公募等の実施を見据えた今後のスケジュールについて調整。 令和6年2月、「鎌倉市における戸別収集のあり方について」方針（素案）を策定し、2月から3月まで意見公募を実施（意見総数は151通）。併せて市内各地域で方針素案の内容についての説明会を全10回開催。 令和6年2月、市公式noteで、令和4年に実施したアンケート（廃棄物減量化等推進員や自治・町内会説明会参加者等を対象）の調査結果を掲載し、意見公募の実施についても併せて周知。令和6年6月市議会定例会で戸別収集に関する予算が可決され、令和7年4月から市内一部地区を、令和8年4月から全市を対象に「燃やすごみ」の戸別収集を実施することが決定。燃やすごみの戸別収集でノウハウを蓄積し、そこで得た知見から今後の品目拡大に向けて検討を行う。	
	(2)分別しやすい排出 方法の検討	A	分別区分の理解促進のため、LINE「鎌倉ごみ調べ」により、更なる周知を実施。令和6年度までは処理困難物として市で収集していなかった小型二次電池及び乾電池以外の一次電池の回収を令和7年度に開始予定。	
施策4-2 事業者の 適正処理に 向けた 環境整備	(1)小規模事業所を対 象とした適正処理体制 の検討	A	戸別収集の導入に伴い、少量排出事業者が戸別に排出できる制度を構築した。	
	(2)かまくらエコアク ション21の導入に向け たサポート	B	かまくらエコアクション21は、環境省策定の環境経営システム「エコアクション21」を中小の事業者向けにアレンジした制度。導入のサポートとして、エコアクション21普及アドバイザーを無償で派遣しており、令和元年度、3年度にアドバイザーを派遣したが、登録には至らず、平成28年の登録以降は導入実績がない状況。「かまくらエコアクション21」に登録している事業所は令和5年度末時点で鎌倉市役所以外に7事業所となっている。	
施策5-1 市民、事業 者、行政の 連携・協働 体制の整備 と取組みの 推進	(1)3R推進に向けて、 市民、事業者、行政が 連携した取組	A	慶應義塾大学が代表機関となり、参画企業、大学及び鎌倉市が応募提案した研究プロポーザルが、国立研究開発法人科学技術振興機構(IST)による「共創の場形成支援プログラム(COI-NEXT)」の地域共創分野（育成型）プロジェクトとして令和3年に採択され、令和5年度には地域共創分野(本格型)プロジェクトとして採択された。「循環者になるまち」を目指し、地域内の資源循環を「社会でまわす」「未来へのこす」「地球にかえす」の3つに整理し、産官学民共創で循環型社会の実現を目指していく取組を進めている。 プロジェクトの一環として開発された「しげんポスト」を市役所本庁舎及び支所に設置。また、同プロジェクトの共創拠点が主催した「鎌倉サークキュラーアワード2024」に、実行委員及び審査委員として参加した。 令和6年度に市が株式会社ECCOMMITとの実証実験として設置したリユース品ボックス「PASSTO」について、令和6年12月、しげんポストの技術を応用して高機能化した（本庁舎設置分）。	
	(2)廃棄物減量化等推 進員や関係団体との 協働	A	ごみの発生抑制、減量化及び資源化に関する地域社会のリーダーとして、自治・町内会等から推薦のあった方を廃棄物減量化等推進員として任命した。推進員会合をコロナ禍を除いて年に数回実施し、ごみ処理施策の現況や目標等の説明、施設見学等を行った。また、市の要綱に基づく団体「鎌倉のごみ減量をすすめる会」と連携し、自治・町内会等における説明会での講師、鎌倉いち場やゴミフェス532等のイベントへの出展等を実施いただいた。	
	(3)市のごみ事情、計 画の内容や取組み状況 等に関する周知	A	対面での説明会（自治・町内会等）での説明や、廃棄物発生抑制等啓発指導員による個別訪問の中での周知を実施した他、SNS（LINE、Facebook、X、noteやYouTube）を活用した周知を行った。	
	(4)滞在者に対する 協力の呼びかけ	A	滞在者に対する食品ロス削減の啓発として、廃棄物発生抑制等啓発指導員による飲食店等の事業者訪問指導の際に、仕入れやメニューの工夫等による食品ロスの削減について働きかけを実施した他、多言語版のポイ捨て禁止の掲示物を作成し、提供した。また、観光パンフレットにごみの持ち帰りについて掲載した。	

施策5-2 事業所 としての 市の取組み	(1)市施設における3Rの取組	A	庁内の自動販売機について、ペットボトル飲料を缶飲料に変更した他、マイカップ用の販売機を設置した。また、マイボトルの利用促進のため、庁舎内にウォーターサーバーを設置し、来庁者の他、職員も利用している。	
	(2)再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進	A	平成14年度に「鎌倉市グリーン購入基本方針及び同調達方針」を策定し、国の「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」の毎年度の改正に伴い内容を見直して環境配慮製品の調達に努め、81品目で開始した対象品目を令和4年度には285品目とし、全分野の平均調達率は約80%となっている。毎年度の調査により、必要とする仕様を満たす適合品がなかった事例や、早急に物品が必要となり不適合の物品を購入した事例等がみられ、令和6年度に庁内研修（オンライン）を実施する等、周知啓発を図った。	
施策6 将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築	(1)広域連携による新たなごみ処理体制の構築	A	広域連携によるごみの安定的かつ適正な処理を確実に推進するため、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」において、処理の一元化や事業系ごみの手数料見直し、2市1町ごみ処理広域化実施計画に基づく可燃ごみの処理について検討を進めた。令和7年度以降の逗子市既存焼却施設への受入・運搬体制の構築に向けた試行を行うとともに、両市の燃やすごみの分別区分の整合を図った。また、令和6年市議会12月定例会において地方自治法第252条の14第1項に基づく事務委託に係る議案が可決された。	
	(2)バックアップ体制の構築	A	令和3年9月に産業廃棄物処理施設のうち、本市の廃棄物焼却処理に係る条件を満たす民間事業者35者に対してバックアップ協定の締結に向けた意向調査を実施し、焼却施設までの距離やエネルギー回収の有無など本市の契約締結条件を満たし、協定締結の意向を示した事業者と、令和4年4月（3者）、5月（1者）、令和5年3月（新たに施設整備がなされた1者）、12月（1者）に協定を締結した（協定を締結した事業者は計6事業者）。令和5年度には、先行して協定を締結した5事業者と、協定に基づき燃やすごみの一定量を処理し、不測の事態が発生した際に迅速に処理できる体制を構築した。	
	(3)災害時の協力支援体制	B	令和4年8月に災害時に重要となる仮置場の管理運営や業務に付帯する作業及び平時からの情報交換を目的とした連絡協議会の設置を盛り込んだ民間事業者との災害時協力支援協定を締結した。令和5年度は、当該事業者と仮置場の運用について具体的な場所を想定したレイアウトの考え方や、環境対策を踏まえた準備すべき資機材の確認など災害発生時に円滑な対応が図れるよう協議を実施。令和6年度は、当該事業者と災害廃棄物対策初動伝達机上訓練を実施し、初動対応の具体的な手順を認識するとともに、課題を抽出して解決策の検討を行った（見えてきた課題は、仮置場の受け入れ品目、レイアウトなどの整理）。令和7年度に鎌倉市災害廃棄物処理計画（平成30年3月）を改定予定。	
	(4)ごみ処理施設等のあり方の検討	B	名越クリーンセンターは、焼却停止後にごみ中継施設として整備を図るため、令和5年8月に「鎌倉市名越中継施設整備基本計画」を策定した。周辺自治・町内会と市で組織する地元協議会を開催し協議を重ねるとともに、令和5年12月に周辺自治・町内会を対象として住民説明会を計2回開催した。令和6年1月に協議会と協議を行い、ごみ中継施設の整備を進めることについて了承を得た。施工事業者の選定にあたっては、「鎌倉市名越中継施設整備業務委託企画提案審査会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者選定を実施した。令和6年11月に優先交渉権者と仮契約を締結し、令和6年12月に契約を締結した。笛田リサイクルセンターは、平成9年4月に稼働を開始しており長寿命化工事を行う必要があるが、ごみ処理広域化への移行や戸別収集の実施等が見込まれる中、現時点で将来的な処理品目の搬入・処理方法・実施時期等が確定できず、検討が遅れている状況。	